## 公示

次のとおり企画提案競争(プロポーザル方式)の募集を行います。

令和7年2月14日

収支等命令者 佐賀県総合福祉センター 所長 藤本 武

# 1 業務内容

(1) 委託業務名 佐賀県総合福祉センター (児童相談所) 夜間休日電話相談業

務に係る業務委託

(2) 委託業務の仕様等 別紙仕様書による

(3) 履行期間 令和7年(2024年)4月1日から

令和8年(2025年)3月31日まで

(4) 履行場所 受託者が設置する電話相談室内

# 2 参加資格に関する事項

別紙実施要領による

### 3 手続等に関する問い合わせ先

担当課 佐賀県総合福祉センター 相談一課 企画調整担当

郵便番号 840-0851 佐賀県佐賀市天祐1-8-5

電話 0952-26-1212

ファックス番号 0952-23-4679

電子メールアドレス fukushisenta@pref.saga.lg.jp

### 4 説明会 実施しない

### 5 参加資格の確認

別紙実施要領による

#### 6 企画提案書の提出

別紙実施要領による

### 7 審査会

企画提案書の内容について、審査を行う。

開催日時 令和7年3月13日(木曜日)午後3時~ ※ 詳細の時間は、参加者に後ほど連絡する。

### 8 結果の通知

令和7年3月14日(金曜日)以降、すべての参加者に対し通知する。

### 9 評価に関する事項

- (1) 評価基準は別紙のとおりとする。
- (2) 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。
- (3) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

## 10 その他

- (1) 契約保証金
  - ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
  - イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第 116 条の規定に基づき、担保を供することができる。
  - ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
    - (ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額の 100 分の 10 以上)を締結 し、その証書を提出する場合
    - (4) 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結 した実績を有し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行 しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認めら れる場合

#### (2) 見積書について

見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額(消費税及び地方消費税額を含む金額)とする。

※ 見積書に記載する内容は、電話相談の昼間と夜間・深夜対応の見積金額を分けて記載する。

#### (3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 参加者の資格要件を満たさなくなった場合又は資格要件を満たさないことが判明 した場合
- イ 公正な審査を妨害した場合又は妨害するおそれがあることが判明した場合を含め、 本件プロポーザルについて不正行為を行った場合
- ウ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- エ 1人で2以上の提案をした場合
- オ 代理人でその資格のない場合
- カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- キ 提出資料の内容に虚偽があることが判明した場合
- ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

#### (4) プロポーザル方式手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザル方式手続きを中止する。この 場合の損害は参加者の負担とする。

ア 参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続きを行なうことができないとき。

#### (5) 最優秀提案者の決定方法

評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の 最も高い者が2人以上あるときは、「1 相談業務の実施体制」が高い者を最優秀提案者 とする。

#### (6) 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

## (7) その他

- ア プロポーザル方式実施要領による。
- イ この公示に掲げる手続きは、令和7年2月議会において、当該委託業務の予算が成立しない場合は中止する。

この場合は、佐賀県ホームページにより公示を行う。